

伐木造材作業における労働災害防止に向けた取組について

1 はじめに

令和3年に岩手県内で発生した林業部門の死亡災害発生件数は5件となり、この20年間で最多の年となりました。このうち3件は伐木造材作業時の災害となっています。このようなこともあり、今年度は、釜石地方森林組合(以下「森林組合」という。)の現場作業員を含む全職員を対象として労働災害防止に係る講演を行ったほか間伐作業現場での安全点検を実施したので、その内容を紹介します。

2 労働安全大会での講演

森林組合では、令和3年12月10日に現場職員を含む全職員が参集して労働安全大会を開催しました。その際、令和2年1月に改訂となった、「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」及び「かかり木の処理ガイドライン」に基づき、

- ① 適切な保護具等の使用
- ② 作業計画等の作成
- ③ チェーンソーによる適切な伐木作業
- ④ チェーンソーによる適切な造材作業
- ⑤ かかり木処理の禁止事項と対策

をポイントに、伐木造材作業時に遵守すべき事



項等について説明しました。特に、労働安全衛生法では、災害発生による現場検証などで遵守義務を果たしていないことが明らかとなった場合には、行為者のみならず、事業主にも訴追や罰則の適用があることから、着実に遵守するよう注意を促しました。

3 間伐現場における安全点検

令和3年1月24日に森林組合の担当者と、間伐現場での安全点検を行いました。2か所の現場に赴き、一連の作業を拝見しながら感じた伐木造材作業時の注意点として、

- ① チェーンソー作業時には、ヘルメットに付属するフェイスガードやイヤーマフ、あご紐を着実に使用すること
 - ② 適切な楔の使用により、ソーバーが挟まれることを防ぐこと
 - ③ 不安定な材の上での造材を行わないこと
 - ④ 造材後に落下する丸太に挟まれないよう作業位置に注意すること
 - ⑤ ガンマークを利用し、正確な伐倒方向を確保すること
 - ⑥ 安全な場所まで確実に退避すること
- などについてアドバイスを行いました。

安全点検を受けた作業班の班長からは、「第三者の視点で、安全点検をしていただくことは、安全作業を確保するうえでも有意義であるので、またお願いしたい」との話がありました。

今後も、作業現場を巡回するよう努めるとともに、「安全作業が行われているか」の意識を持って、林業労働災害の防止に向けた取組を行っていきたいと考えています。